

令和6年度第5回
千葉市障害者施策推進協議会

令和7年3月7日

令和6年度第5回千葉市障害者施策推進協議会議事録

- 1 日時 令和7年3月7日（金曜日）午後7時00分～午後8時10分
- 2 場所 千葉市役所1階正庁
- 3 出席者
(委員) 大濱会長、初芝副会長、伊藤委員、中上委員、斉藤委員、坂本委員、松浦委員、野崎委員、加藤（悦）委員、加藤（清）委員、国本委員、山口委員、平岡委員、村田委員、新倉委員、成田委員、白井委員、高山委員、高梨委員、山下委員、神子委員
(事務局) 高石高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、薄田障害福祉サービス課長、小倉精神保健福祉課長、 他2名

計27名
- 4 議題
 - (1) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案に係るご意見について
 - (2) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案について
 - (3) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案に係るパブリックコメント手続について
- 5 議事の概要
 - (1) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案に係るご意見について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
 - (2) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
 - (3) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案に係るパブリックコメント手続について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
- 6 会議経過 別紙のとおり

午後 7 時 0 0 分開会

（翠川障害者自立支援課課長補佐） ただいまより、令和 6 年度第 5 回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます。高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の翠川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、聴覚や視覚に障害のある委員がご列席のため、ご発言の前にはお名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりとしたスピードではっきりとご発言いただき、どなたにもわかりやすい会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

まず始めにお手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉市障害者施策推進協議会条例」、資料 1 といたしまして、「前回会議における条例素案へのご意見」、資料 2 といたしまして、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）」、資料 2－2 といたしまして、条例（案）のルビ付き版、資料 3 といたしまして、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）の概要」、資料 4 といたしまして、条例（案）の概要のかんたんな日本語版をお配りしております。以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

また本日、保健福祉局長の今泉は欠席となります。

それでは、会議に先立ちまして、高齢障害部長 高石より、ご挨拶申し上げます。

（高石高齢障害部長） 皆さん、こんばんは。高齢障害部長の高石でございます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、本市の障害福祉行政の推進に、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

先週の 2 月 26 日（水）に令和 7 年第 1 回定例会が終了し、千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の策定や周知啓発に係る経費をはじめとして、障害者計画等策定や盲ろう者の方々の実態調査や障害者基幹相談支援センターの増員などをはじめとした令和 7 年度予算が議決されました。次年度も、施策のより一層の充実に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の会議では、次第の通り、先ほど申し上げた条例案に係る議題について協議させていただきます。前回、条例素案にいただきました、数々のご意見を踏まえ、事務局で修正を加えた条例案をあらためてお示しさせていただきます。

また、令和 7 年 4 月に実施予定のパブリックコメント手続に係る資料についても、あわせてお示しさせていただきます。

委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げます。

また、協議会終了後は、障害者差別解消部会の開催を予定しており、部会委員の皆様におかれましては、夜分続けての開催となり恐縮ですが、重ねてご意見やご助言を

いただきますよう、お願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(翠川障害者自立支援課課長補佐) では次に、本日の協議会でございますが、出席予定の千葉市民生委員児童委員協議会の古沢委員がまだ到着されておりませんが、委員24名中、21名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それではこれより議題に入らせていただきたいと存じます。議事の進行について、大濱会長、よろしくお願いいたします。

(大濱会長) 皆さんこんばんは。大濱です。当診療所においても、ようやくコロナが落ち着いてきました。それでも、1日1人から2人はコロナで受診に来ます。皆さんご承知だと思いますが、今、ノロウイルスをはじめとする感染性の胃腸炎が流行しています。私が校医を勤めている小学校においても、学級閉鎖になるほど流行しています。感染性の胃腸炎、とくにノロウイルスは、アルコール消毒が効きません。しっかり石鹸で手洗いをすることで感染は防げますので、お気をつけ下さい。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題(1)、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案に係るご意見」について、事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 皆さんこんばんは。障害者自立支援課長の坪です。本日もよろしくお願いいたします。まず、議題(1)、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例素案に係るご意見」について説明いたします。資料は資料1「前回会議における条例素案へのご意見」をもとに進めます。点字版の資料は15ページです。

まず、「(1) 中途失聴難聴者の定義について」です。この条例の素案の中に、「用語の定義」という条文があり、ろう者、盲ろう者の定義は書いてありますが、中途失聴者・難聴者の定義は書いておりません。そこで、この中途失聴者・難聴者の定義について、例えば、「人生の中で、聴覚に障害を持った人で、話したり、聞こえにくいため、要約筆記や筆談が必要」という形で載せて欲しいというご意見がありました。条例の中で、この言葉を定義して示すことによって、市民の皆様に、中途失聴者・難聴者がどのような方で、どのような支援が必要なのかを理解できるという趣旨のご意見でした。

次に「(2) 前文中の『一時は』の表現について」です。前文の中で、「手話言語が一時は、学校教育の中で手話が事実上禁じられる」という文言があります。この「一時は」という表現は、この言葉だけで見ると非常に短い時間を思い起こせるといふ懸念があり、実際には、1880年のミラノでの国際会議において、口話教育が推奨されて以降、100年を超える期間、学校教育の場で手話が事実上禁止されたという、か

なり長い時代が続きました。このことからわかるように、例えば、「明治初めから100年あまりの長きにわたり」というような表現に修正して欲しいというご意見がありました。

次に、「（３）乳幼児期における手話を学ぶ機会の確保について」です。ご覧の通り、聴覚障害のあるお子さんが生まれた時、本人や保護者に対して、乳幼児期の小さいうちから手話を学び習得することができるような、学習の機会の確保について明記して欲しいというご意見がありました。ご紹介いただいた大阪府の手話言語条例の条文には、「聴覚障害者が、乳幼児期から、その保護者または家族とともに、手話を習得することのできる機会の確保を図る」と、はっきりと書いてあります。このような文言を追加して欲しいというご意見がありました。

次に、「（４）市からの情報発信及び行政手続き等における情報技術の活用について」です。この第13条の条文は長いので割愛しますが、情報技術を行政手続き等に活用するときは、障害のある方にその利用支援を行う。あるいは、利用することが難しい方に対しては、他の手段を確保するというものです。しかし、そもそもその情報の発信について、手話等の障害特性に合った方法で発信するという前提がないため、

「市は、市民が行政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話及びそれぞれの障害特性に合った方法での情報発信を促進する」という規定を加えて欲しいという意見がございました。

最後に、「（５）市民及び事業者の役割」です。第1条について、「手話が独自の体系を持つ」とありますが、ここも文法体系に統一してはどうか、という表現の修正に係るご依頼でした。

以上、前回の会議における素案へのご意見でございます。何かご質問等あればお願いいたします。

（大濱会長） ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。今まで検討して参りましたので、そろそろご意見も少なくなってくるかと思えます。それでは、以上で議題（１）を終わります。

次に、議題（２）「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）について」です。事務局より説明をお願いします。

（大坪障害者自立支援課長） それでは、議題（２）「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）について」ご説明いたします。資料は資料２をご覧ください。点字版の資料は21ページをご覧ください。

今までは、条例素案という名前でしたが、議論を重ね、遂に案という資料になっています。本日のご意見を踏まえて、条例案のパブリックコメント手続を図る資料として、これを決定していただきたいと思っています。まず、ご意見を踏まえて変更したところを説明します。

まず、前文の一段落目、先ほど述べた「ろう者の教育の中で、『一時は』禁じられてきた」の部分について、長い間であったことがわかるように修正してほしいというご意見を踏まえて、ご提案の文章とは表現が変わりますが、下線の通り変更いたしました。読み上げますが、「明治13年に、イタリアのミラノで開催された国際会議にお

いて、ろう教育における口話法の優位性が宣言されて以降、平成18年の国際連合における障害者の権利に関する条約の採択まで、手話は言語として認められてこなかった。我が国においても、長年にわたり同様の状況が続くなど苦難の歴史を経て」と書き、明治13年から平成18年まで、国際舞台においては、手話が教育において禁じられていたことが分かるようにしました。なお、我が国においては、「禁じられた」という言葉で、括れる期間がどこからどこまでかというのは非常に難しく、諸説ありますが、少なくとも、おそらく1930年くらいかそれより前から、障害者基本法の改正までは確立されてなかったということで、「長年にわたる」という表現で表しております。

また、その次の行の「条約が批准されるに至った」については、文言の調整ですので、内容に特に影響はありません。

そしてその次の行の、「手話言語を使用し、学び、習得する」という言葉について、「使用する権利」を「使用し、学び、習得する」に変えています。これは、先ほどの意見で、「乳幼児期から、本人及び保護者に手話を教わるあるいは関わるそういった機会を保障すべきだ」という意見を踏まえ修正しました。そもそも手話言語については、「使用する」というよりも、「身につける」という意味合いを込めるべきだと思い、「学び取得する」という表現を加えています。

そして、3段落目の中途失聴者・難聴者の方の内容について、条文第2条の「用語の定義」に加えていただきたいというご意見でしたが、この条文の本文に、中途失聴者・難聴者という言葉は出てこないため、条例の決まりとして、その後に出てくる言葉の定義を書くのが、条例における定義ですので、加えることが難しい構成となっております。よって、中途失聴者・難聴者の定義として、ご提案のあった内容を前文に加え、ご意見通りにならず申し訳ないですが、定義を加えることに代えさせていただきます。

次に、この盲ろう者の方の定義に少し手を加えております。これもニュアンスの調整のレベルで、特に盲ろう者の方の定義そのものの内容を変えるものではありません。

次の改正箇所は、第3条の1段落目です。「手話を学び取得する」という表現を追加しています。これは前文と同じです。

次に、第13条です。「障害特性に配慮した情報技術の活用」から、「情報発信等」へと変更しました。様々なコミュニケーション手段を使用して行政の情報を発信するという原則を加え、「障害特性に配慮した情報発信等」とすることで、情報技術の活用云々とどまらない、包括的な表記に変更しています。

前回のご意見を踏まえた変更箇所については、以上です。なお、資料2-2として、ルビ付きの資料を加えていますが、これは、様々な事情で漢字を読むのが難しい方等のために、ふりがなをふっているものです。なお、この後の議題で説明しますが、これでも文章としては非常に難しいと感じる方も多いので、より易しい文章にした概要の資料をパブリックコメントには付ける予定です。後程また説明をいたします。私からの説明は以上でございます。ご意見等ございましたらぜひよろしくお願い申し上げます。

(大濱会長) ただいまの説明に対してご意見、ご質問等はございますか。はい、平岡委員。

(平岡委員) 千葉市中途失聴・難聴者協会会長の平岡です。

先ほどの問題について、私は一生懸命考えています。この会議の中で、1回目から今まで同じことを繰り返して申し上げているのですが、なかなか配慮していただけないので、はっきりと申し上げます。今回、資料2の前文と定義のところをしっかりと読ませていただきました。その中に、難聴者の定義がなかなか載ってこないことから、皆さんにご説明したいと思います。

聴覚障害者と申しますのは、皆さん、どんな種類があるかお分かりでしょうか。私から申し上げますと、ろう者、中途失聴者、難聴者という3つだけです。その中で、今、定義のところを見ると、ろう者の説明があり、次に、盲ろう者の説明があります。なぜ、聴覚障害者でもある中途失聴者・難聴者の説明が無いのか。本来であれば、条例の中の用語のところで書いていただいた方が、皆さん読んで納得します。ろう者が手話で、私たち難聴者はコミュニケーションの方です。どういう風になっているのかということを、市民の皆さんに明らかにしていかなければいけないものではないかと思います。何も載っていないのでは、何の意味もありません。ですから、前文を、前回もしっかりと考えたのですが、今回、もっときれいにまとめたいと思います。私は、政令指定都市の仲間と連絡を取り、いろいろ検討してきました。これから話すのは、皆さんの意見を考えて、まとめたものです。

まず、条文の聴覚障害者の定義のところに項目を立てて、中途失聴者・難聴者の説明を入れた方が理解し易いという意見が出ました。そして、前文をどう表記するか。次に、用語の定義について、中途失聴者・難聴者の項目を追加して説明を入れたいと思っております。

これから話しますが、聞いていただきたい。資料2の1ページ目の前文の、下から8行目のところに「聴覚障害者でも、人生の途中で障害を負い、手話ではなく要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者もいる」と書いてありますが、コミュニケーションの施策の説明なので、こちらは省いてもいいのではないかと思います。そして、「聴覚障害者でも、人生の中で、聴覚に障害を負った中途失聴者、難聴者もいる」と書いたらよいと思います。そして、2ページの用語の定義のところの上から11行目に(3) ろう者の項目があります。その次に、(4) 中途失聴者・難聴者を項目立てて追加し、説明内容としては、「聴覚障害者のうち、人生の途中で、聴覚に障害を負い、話せるが聴こえにくいこと、手話ではなく、要約筆記や筆談などを主に使用する者をいう」と定義する。用語の定義に、中途失聴者・難聴者のコミュニケーション手段の説明を入れると、他の障害者の説明との整合性がつくのではないかと思います。中途失聴者・難聴者は、話せるが聴こえにくいことを、市民の皆さんに知ってほしいと思います。以上です。

(大濱会長) はい。では事務局の方お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。ありがとうございます。まず、前回のご意見に添

えなかった点について、申し訳なく思っております。そういった思いがおりだろうと分かったうえで、この案になっているということは、ご理解をいただければ幸いです。繰り返しになりますが、なぜ第2条の「用語の定義」に入らないかというのは、「用語の定義」というのは、その条例の後に出てくる言葉を解説するものであって、その条例の後の言葉に、中途失聴者・難聴者という言葉が、構成として出てこないとなると、法技術上、入れることができません。そういった理由から、どうしても入れられないということで、先ほど平岡委員もおっしゃったように、前文に、コミュニケーション手段に係る施策の説明を入れるのはあまりそぐわないのですが、それを分かったうえで、前文に書けることをすべて書いたというものです。他の聴覚に障害のある方の「ろう者」、「盲ろう者」という言葉は、その条文の後に出てきます。しかし、「中途失聴者・難聴者」は出てこないため、どうしても定義の中に入らないということです。したがって、決して聴覚に障害のある方の中で、中途失聴者・難聴者の方だけ、取扱いを変えるというものではありません。

その上で、平岡委員がおっしゃったように、定義に入れる目的は、やはり市民の皆様に、聴覚障害のある方の中でも、中途失聴者・難聴者は、いわゆる手話を使われるろう者とは、聞こえにくさや、必要な支援が異なるということを広く知ってもらいたいという目的であれば、例えば、今後、条例ができた後に、その内容や目的を周知するための経費について予算が取れていますので、その啓発資料において、中途失聴者・難聴者の方の定義をご意見の通り書くことで、条例の条文には無いですが、市民の方にきちんと伝えることができます。

また、何度かご意見をいただいている耳マークの普及等についても、例えば、本日も出席いただいている商工会議所のご協力をいただき、会員企業に対して、耳マークという、お客様の中で、聴こえにくい方に対しては、手話ができなくても筆談で支援できるということを示すマークについてお知らせするなど、そうした取り組みを合わせて行うことによって、条文には書いていませんが、平岡委員の思いを実現していけたらと思っております。定義に載っていないことについては、ご理解をいただきたいと思います。長くなりましたが、以上です。

（大濱会長） はい。平岡委員、いかがでしょうか。

（平岡委員） 他に言うことは無いと思います。いろいろ課長が言ったことについて、十分納得はしました。

（大濱会長） よろしいでしょうか。制度上こういう形になってしまうということです。用語が出てこないため、定義を載せられない。

（大坪障害者自立支援課長） はい。実はこれから、総務局という、条例を審査する部署で、技術的に条例として載せられる文章かという審査を行うのですが、おそらく、そこで、「これは定義しなくてよいのではないか」という意見が出てくる可能性が高いと思っております。

我々が要綱等を所管課で作る時も、定義は、その後に出てくる文章をわかりやすく

するためにあるものであって、他にも出てくる言葉はたくさんありますが、全てを定義していくとキリが無いので、必要な部分のみ定義するということになります。よって、決まり上難しいと考えております。

（大濱会長）その後の条文で、中途失聴者・難聴者の文言を、入れることは難しいのですね。

（大坪障害者自立支援課長）はい。今まで何回か議論を重ねていて、そこに入れるとなると、割と大きな変更になり確認の機会を設けることも難しいと思いますが、ここに入れたらいいのではという考えもこの場ではご提案が難しいです。私どもとしては、条例本文に書くべきことというのは、皆さんのご意見を踏まえて、十分と考えております。

（大濱会長）はい。では、条例の制度上、用語の定義には入らないということですが、前文の方には入れてあります。平岡議員。ご納得いただけますか。

（平岡委員）はい。

（大濱会長）その他ご意見はございますか。はい、山口委員。

（山口委員）千葉県手話通訳問題研究会千葉市班の山口です。すみません、意見の前に、今の平岡委員のお話を聞いていて、私も平岡委員と同じように、どこかに中途失聴者・難聴者が入れられないものかなと思いましたが、それは大きな変更になるという事務局の方のお話も理解できました。しかしながら、中途失聴者・難聴者の定義はとても大切だと思っています。一般の方は、おそらく「話せるけど聞こえにくい」ということが、どれだけ大変かということを私も十分理解できていないと思っています。聴こえない、手話を使うろう者も大変ですが、外から見て全然普通に見えるので、話せるなら聞こえるでしょうと思われるでしまい、感じていらっしゃるご苦労があると思います。今回、前文で定義をせざるを得ないということは、私も、そうなのだなと思うのですが、いつかそういったことも、広く市民に周知出来るような、そういう機会がこの条例をきっかけに出来るといいなと思いました。

次に、私が前回の会議で意見をさせていただいたことについて、お礼と、質問をさせていただきます。3つ提案させていただきました。それを今回、案の方に、とてもよく反映していただきまして、本当にありがとうございます。ただし、一つ気になったのが、資料1の「（3）乳幼児期における手話を学ぶ機会の確保について」という意見を出させていただいたのですが、今回の案を見ると、この部分がどこあたりに載っているのか、確認ができませんでした。先ほどの説明を聞いた限りでは、「学び習得する」というところで、聴こえない子供の手話を学ぶ機会の確保というふうにされたということかなと思うのですが、私としては、可能であれば、「乳幼児期における手話を学ぶ機会の確保」という独立した文言として載せていただきたいと思います。再提案をさせていただきます。聴こえないお子さんが生まれると、ご両親もとても不安

でしょうし、お子さん自身も大変だと思います。聴こえないということは、耳から日本語が入りませんから、日本語をまず覚えることが難しいです。ではどうするのかというと、その前に、母語となる手話をまず覚えましょうという話が出てきています。ちょっと前の資料なのですが、全国の聴こえないお子さんを持つ親の会さんが作った資料なのですが、この中に、「まずは、手話を習得させましょう」と書かれています。子供に手話を獲得させて、そうすると、その上で日本語を見つけやすいので、まずは、母語となるべき手話を獲得させる、その機会を持たせるということが書いてあります。「母語は、その人の人格全体を支えるものです。生きていく上でとても重要なものです。」という文章があり、紹介させていただきました。ぜひ、この部分を条例にもう少し反映させていただけないかと、ここにお話させていただきます。以上です。

(大濱会長) はい。では事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい、ありがとうございます。まず、ここも、ご意見をそのまま反映できなかった場所として、申し訳ないと思っています。今、山口委員のお話があった中で、特に、手話言語については、「学び習得する」というのは、「乳幼児期に、必要な時期から環境を整えて、自然と母国語として身につける」という意味合いが薄いというのは事実だと思っています。よって、ろう者の方がよく使われる「言語の獲得」という意味に、変えなくてはならないと思っています。「学び習得する」に加えて、「獲得」という言葉は入れたいと思います。文章の構成に大きな変更はございません。

ただし、大阪府の条例のような、独立した「乳幼児期からの手話言語獲得」に係る文章というのは、手話言語を違う言語として獲得するという意味合いが強いものです。本市の条例は、広くいろいろなコミュニケーション手段を、それぞれの障害特性に応じて身につけていくということを定めるべき条例でもありますので、それが乳幼児期からの環境設定なのか、途中で障害を負われてからの習得なのか、いろいろな例がありますので、これについては、これから施策あるいは周知啓発において、それぞれ周りの方、支援に携わる方が、コミュニケーション支援や、コミュニケーション手段の習得を、本人の思いをもとに考えていくべきだということを広く紹介して進めていくことに代えさせていただきたいと思います。以上です。

(大濱会長) はい。「乳幼児期から」という部分を入れられないかということですが、やはりそれは、難しいということでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) はい。現状、該当する条文に、手話の獲得習得に係る文章を入れるというのは、やはり、手話言語条例の要素と、コミュニケーション条例の要素の2つあるということで、他のコミュニケーションについても、いろいろなことを書いていかなければならないと思いますので、技術的に難しいと思っています。

(大濱会長) はい。山口委員いかがでしょうか。

(山口委員) ありがとうございます。「習得」という部分を「獲得」に変えていただけるということで、すごく意味合いが強く出ると思います。ありがとうございました。

(大濱会長) よろしいですか。それでは、他にご意見、ご質問ございますか。はい、国本委員。

(国本委員) 千葉市聴覚障害者協会の国本です。いろいろな意見をお聞きしまして、いろいろ大変な思いがあったかなと思います。先ほど、山口委員の方から出されました、「言語の獲得」について、変えたほうが良いと思うところがありますので、お話をしたいと思います。先ほど、大坪課長の方から、「様々な障害者に合わせてできる内容を」というお話がありました。障害を持った子供が生まれたとき、親は、当然、パニックというか、大変な思いををすると思います。医者や親だけで、サポートの仕方を決めるという部分を少し心配しています。障害を持って生まれて、育った経験者と親が相談して、どのような扱い方をすればいいのかということに気づく機会を与えるという、言葉で言いますと「相談支援体制」の環境をつくっていくのはどうかなと思います。そのような言葉を入れていただければと思います。以上です。

(大濱会長) はい、では事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい、ありがとうございます。コミュニケーション支援では、本人もそうだと思いますが、特に、お子様の親御さんやご家族が、戸惑わずに支援につながるあるいは気軽に相談できるような、ニュアンスというか文言を入れていただきたいというご意見だと思います。

我々としては、広く施策の中で、そういう支援を行っていくと考えておりましたので、条例には、特にそういう条文を入れてはいません。おそらく保護者からの相談もあれば、高齢者の方からの相談もあり、ライフステージのいろいろな段階で出てくることだと思います。であれば、周知啓発の文書等において、あるいはこれから施策の体系をもし作っていくとしたら、その周囲のご家族等への相談支援ということを明記して、多様な障害について、どんな相談支援があるかというのを施策で見せて、足りなければ追加するという、具体的な形でお示しして進めていく方が、より細かく皆さんの生活に資すると思っています。よって、施策の展開で意識して、重視して作っていきたいと思います。以上です。

(大濱会長) はい。高梨委員どうぞ。

(高梨委員) 事務局の話聞いていて、非常に理解するのですが、今国本委員が言われた「相談支援」というのは、どの障害についても言えることです。コミュニケーション条例の中でというよりは、むしろ、施策の展開としてうたうべき内容ではないかなと、課長がおっしゃる通りだと思います。

もう一つ、山口委員の話を聞きながら、課長は、全体のバランスや他の障害のことも考えているとおっしゃいました。乳幼児から手話を学び、獲得する機会がないというのは、聴覚の問題だけではありません。先天性の視覚障害の方だったら、漢字だけではなく、ひらがな・片仮名も学んではいけないのです。時期が若干、乳幼児ではございませんが、同じこととして、どこに入れたらよいのかということになってしまいますので、そういった意味では、バランスを考えますと、あまり、1つの障害だけ強調するというのは、バランスが悪いと思います。

(大濱会長) はい、高梨委員ありがとうございました。事務局何かございますか。

(大坪障害者自立支援課長) はい、ありがとうございます。すぐに思いつかず申し訳ないのですが、どこか、既存の文章構成をそれほど変えずに、手話だけでなく、「多様な障害のある方について、コミュニケーション手段等を習得できる」というニュアンスを加えられるように、どこかに、語句を加えるというのを考えたいと思います。すみません、今、「ここにこう書きます」というのは、私の能力が足らず申し上げられないのですが、間に合う範囲で追加させていただきます。申し訳ないのですが、お任せいただければ幸いです。

(大濱会長) はい。高梨委員どうぞ。

(高梨委員) いえ、私はその部分を直して欲しいということではなく、聴覚の方たちの問題だけではなくて、他の障害についても、学ぶ機会の確保の問題というのはあるのではないかと思います、そうだとしたら、聴覚のことだけ強調して入れるのはバランスが悪いと思います。もし、課長がおっしゃるように、学ぶ機会ということであるならば、施策の中で、多様な障害について論じて書かれる方が、適切なのではないかと思いますので申し上げました。

(大濱会長) はい、事務局どうぞ。

(大坪障害者自立支援課長) 承知しました。失礼しました。条文に何か加える変更というわけではなく、施策の展開でしっかりと、多様な障害に応じて学ぶ手段を保障し、いつどうやって保障するかについても、横断的にとらえるようにして参ります。ありがとうございます。

(大濱会長) はい、高梨委員よろしいでしょうか。

(高梨委員) はい。

(大濱会長) 他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。それでは、以上で議題(2)を終わります。次に、議題(3)「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案に係るパブリックコメント手続

について」です。事務局より説明をお願いします。

（大坪障害者自立支援課長） 障害者自立支援課長の坪です。議題の（３）「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案に係るパブリックコメント手続について」ご説明させていただきます。

はじめに、資料についてですが、（資料３）「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）の概要」及び、（資料４）「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）の概要（かんたんな日本語版）」を元に進めさせていただきます。

それでは、説明に入ります。まず、資料３をご覧ください。なお、点字版資料は３５ページです。

まず、パブリックコメント手続きというのは、この条例についてご意見を伺う場合も、条例の文案だけをお示しするということはありません、どちらかというと、その条例に書いてある内容をわかりやすく、資料として説明をして、その内容について、意見をいただくというものでございます。今回、他の条例に比べると、それほど長い難しいものでもないのですが、やはり、市民の皆さんからご意見をいただくのには少し、難しい表現等もありますので、概要資料を作りましたのが資料３でございます。条例の内容とほぼ同じですので、細かい説明は割愛します。

まず、「１条例制定の趣旨」が、概ね前文を要約したものです。やはり、様々な方から前文について意見がたくさんあり、これこそが、この条例を作るに至った本市の趣旨になりますので、長めに概要を書いております。あとは、この条例の中には登場しない、例えば、令和７年１１月に、夏季デフリンピックが東京で開催されること等、この時期にお伝えすべきことを加えまして、趣旨を説明しているものです。

次に、「２条例の体系」です。ここは様々な議論を経て案に至りました、手話言語条例にあたる内容要素と、情報コミュニケーション条例、多様な障害のある方に係る情報コミュニケーションの支援に係る内容の両方が入っている条例だということを、イメージ図を用いて説明しています。

そして、「３条例の内容」です。ここは、各条文に基づいて、その条文を少し略したものを書いております。それぞれに出てくる内容は、ほぼ同一でございますので、この個別の説明は割愛いたしますが、例えば、前文は、文章の内容を書くというよりも、なぜこの前文があるのかということ、それは、この条例を制定するに至った背景、理念、目的を強調するためであり、また、各条文をご理解いただくための前提となる考え方だということを簡単に書いています。そして、目的であれば、市が何のためにこの条例を制定するのかを定めるものであり、用語の定義も、各用語の定義であることを述べ、基本理念は少々難しい言葉なので、「条例を通して、実現したい社会の姿や、取り組むにあたっての基本的な姿勢を定めています」と、少しわかりやすく、この条例の内容を紹介する資料としています。

また、４ページ目に、「４条例の検討経緯」としまして、千葉市がこの条例案の策定にあたりまして、本日いらっしゃる委員の皆様、議論を重ねて作っていただきましたという、検討のスケジュールを書いており、各会議資料のホームページのリンクをご案内しております。これが「条例（案）の概要」でございます。

次に、資料4をご覧ください。なお、点字版資料は51ページです。

先ほど少し申しました、ルビをふった条例の条文だけでは、やはり、様々な方からご意見いただくことが難しいと思い、より簡単な日本語で、この「条例（案）の概要」の資料を書き換えたものを付けさせていただいています。概ね小学校3年生の方でも読める漢字と表現を努めて書いておりますが、何分条例の言葉ですので、少し難しいところも残っていますが、どなたにも最大限わかりやすい年齢層の言葉としております。

例えば、最初の題名の下に、「条例とは、千葉市などの役所が、市の建物や土地の使い方、仕事の進め方などについてつくる決まりのことです。」と書き、要は、財産管理事務手続きや処分についてなのですが、可能な限りわかりやすく書いています。条例の制定の趣旨についても、「なんで条例を作るの？」と書き換えています。非常に難しい口話法の話も、「口の動きを見て相手の話していることを読みとる方法」というように、可能な限り、ご理解いただけるように作っています。この資料は、条例が仮に制定いただきましたら、ご意見があったように、学校の児童生徒さんでも、この条例の内容というよりは、なぜこの条例を作りたいのかについてや、障害のある方とどうコミュニケーションをとるのか、そして、物事を伝え合い、意思を通わせるために、いろいろな方法を通じて行う必要があるということ、少しでもわかっていただけるような資料になっていたらいいなと思って作っています。

この「条例（案）の概要」の資料3と資料4の2つの資料と、先ほどご審議いただきました資料2と資料2-2をもちまして、予定では、令和7年4月8日から5月7日まで、パブリックコメント手続の資料を、各区役所、本庁舎等に置きまして、ご意見をいただく運びとしたいと思います。説明は以上でございます。

（大濱会長）ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はございますか。はい、高梨委員。

（高梨委員）これは意見といいましょうか、質問なのですが、社会が多様化している中で、今回、インクルーシブ社会の構築に向けて、いわゆる社会の中のマイノリティの人達の問題として取り組んでおられると思います。千葉市に、どれだけの外国人がいるかわかりませんが、せめて、英語ぐらいの周知があっても、画期的じゃないかなと感ずるのですが、どうでしょうか。

（大濱会長）はい、では、事務局お願いします。

（大坪障害者自立支援課長）はい。ありがとうございます。おっしゃる通り、パブリックコメント手続で、この資料の英文は作りません。しかしながら、多様な方々に対して、説明をするということも確かにその通りでございますので、パブリックコメントの資料を英語でご用意するのは時間的に難しいと思うのですが、これを周知していく時に、資料を英語等で作することを検討したいと思います。なお、その際は、英語だけで足りるかどうかというのはまた考えます。

または、外国人の方へのホームページというのは、本市では、複数の言語で書いているのですが、必要最低限の施設の情報とインフラの情報にとどまっています、施策の

情報が事細かに載っている外国語のページはあまりありません。この条例については、できる限りその条例の内容そのものを英語で簡単に紹介するように、HTMLを作るとか、そういったことは、お時間をいただけたらと思うので、考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

（大濱会長）はい、高梨委員、よろしいでしょうか。他にご意見ご質問等ございますでしょうか。はい、成田委員。

（成田委員）とても細かいことで恐縮なのですが、ルビ付きであったり、わかりやすい日本語の資料を読んであげたりする時のことを考えると、資料2のルビ付きの3ページは、ふりがなで「せさく」となっているのですが、資料4では、「しさく」になっています。

（大濱会長）はい、事務局どうぞ。

（大坪障害者自立支援課長）はい。申し訳ありません。正しくは「しさく」です。まだ整っていないところがあると思いますので、公表までにはチェックして、修正いたします。失礼いたしました。

（大濱会長）はい、成田委員よろしいでしょうか。他にございますか。特に無いようでしたら、今までいただいたご意見を踏まえた上で、ご覧の通り、パブリックコメント手続き案としてよろしいでしょうか。はい。それでは、以上で議題（3）を終わります。

これまで協議した内容を踏まえ、事務局より何かありますか。

（大坪障害者自立支援課長）はい。本日に至るまでの数々のご審議本当にありがとうございます。まだ、パブリックコメント手続きが残っていますので、ご意見、あるいはそれへの対応というのは、この会議の場を持ちまして改めて、後日、開催しますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、この資料の最後に参考資料として、千葉市条例に関する講演映像としまして、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会の植野理事長より、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の違いですとか、手話言語の歴史や文化的側面など、いろいろなことにつきまして、解説した講演映像をご提供いただいております。30分程度と、見ごたえのあるものではございますが、引き続き皆様ぜひご覧いただきまして、この条例等についての様々な情報等に、さらにご理解を深めていただければ非常に幸いです。ですので、ご紹介いたします。私からは以上でございます。

（大濱会長）以上で本日予定されていた議題はすべて終了いたしました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長にご一任をお願いいたします。これをもちまして、令和6年度第5回千葉市障害者施策推進協議会を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

（翠川障害者自立支援課課長補佐）それでは司会に戻ります。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

障害者差別解消部会は、10分後の20時20分より、この会場で開催いたしますので、部会の委員の皆様は、引き続きよろしくお願いいたします。お帰りの委員におかれましては、お忘れ物ございませんよう、気を付けてお帰りください。

なお、机上の水色のファイルは後ほど事務局で回収しますので、机に置いたまままでお願いいたします。

また、市役所駐車場をご利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡しますので、お立ち寄りください。

また、お帰りの際は、1階モノレール側の出入口、もしくは、2階モノレール連絡通路出入口をご利用ください。

それでは、休憩に入ります。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

午後20時10分閉会